

市第38号議案

横浜市常勤特別職職員及び一般職職員の給料及び手当の  
臨時特例に関する条例の制定

横浜市常勤特別職職員及び一般職職員の給料及び手当の臨時特例  
に関する条例を次のように定める。

平成25年6月20日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市常勤特別職職員及び一般職職員の給料及び手当の  
臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長、副市長、常勤の監査委員及び一般職の職員の給料及び手当について、横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号。以下「常勤特別職職員給料等条例」という。）、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号。以下「一般職職員給与条例」という。）、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号。以下「期末・勤勉手当条例」という。）等の特例を定めるものとする。

（市長等の給料の特例）

第2条 常勤特別職職員給料等条例第3条第1項に規定する市長及び副市長の給料の額並びに同条第2項に規定する常勤の監査委員の給料の額は、同条の規定にかかわらず、特例期間に限り、それ

ぞれ同条に規定する給料の額から、当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 市長及び副市長 100 分の13
- (2) 常勤の監査委員 100 分の10

(一般職職員の給料等の特例)

第 3 条 一般職職員給与条例第 4 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる給料表の適用を受ける一般職の職員に対する給料月額（横浜市一般職職員の給与に関する条例及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年11月横浜市条例第47号。以下「平成23年改正条例」という。）附則第 4 項から第12項までの規定による給料を含む。以下この項において同じ。）は、一般職職員給与条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 から別表第 6 まで並びに平成23年改正条例附則第 4 項から第12項までの規定にかかわらず、特例期間に限り、当該給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる当該職員に適用される給料表及び職務の級の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(1) 行政職員給料表

- ア 1 級から 3 級まで 100 分の3.79
- イ 4 級及び 5 級 100 分の6.79
- ウ 6 級から 8 級まで 100 分の8.79

(2) 消防職員給料表

- ア 1 級から 3 級まで 100 分の3.79

イ 4 級及び 5 級 100 分の 6.79

ウ 6 級及び 7 級 100 分の 8.79

(3) 高等学校等教育職員給料表

ア 1 級から 3 級まで 100 分の 3.79

イ 4 級 100 分の 6.79

ウ 5 級 100 分の 8.79

(4) 技能職員等給料表

1 級から 3 級まで 100 分の 3.79

(5) 医療職員給料表

ア 1 級 100 分の 3.79

イ 2 級 100 分の 6.79

ウ 3 級から 5 級まで 100 分の 8.79

2 一般職職員給与条例第 18 条の 2 第 3 項の規定による管理職手当の月額、同項の規定にかかわらず、特例期間に限り、同項の規定により当該職員が受けるべき額から、当該額の 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

(特定任期付職員の給料の特例)

第 4 条 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 17 年 12 月横浜市条例第 115 号。以下「任期付職員給与等条例」という。）第 4 条第 1 項に掲げる給料表の適用を受ける同項に規定する特定任期付職員に対する給料月額は、同項の規定にかかわらず、特例期間に限り、当該給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる当該特定任期付職員に適用される同表の号給の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(1) 1号給から4号給まで 100分の6.79

(2) 5号給から7号給まで 100分の8.79

2 特例期間における任期付職員給与等条例第4条第3項の規定の適用については、同項中「7号給の給料月額」とあるのは「7号給の給料月額から当該給料月額の100分の8.79に相当する額を減じた額」と、「6号給の給料月額」とあるのは「6号給の給料月額から当該給料月額の100分の8.79に相当する額を減じた額」と、「副市長の給料月額」とあるのは「副市長の給料月額から当該給料月額の100分の13に相当する額を減じた額」とする。

3 平成23年改正条例附則第2項の規定の適用を受ける職員の給料月額は、同項の規定にかかわらず、特例期間に限り、同項の表右欄に掲げる新給料月額から、当該新給料月額の100分の8.79に相当する額を減じた額とする。

(教職調整額の特例)

第5条 特例期間における横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年3月横浜市条例第1号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から当該給料月額の100分の3.79に相当する額を減じた額」とする。

2 特例期間における平成23年改正条例附則第15項の規定の適用については、同項中「合計額」とあるのは、「合計額から、当該合計額の100分の3.79に相当する額を減じた額」とする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

第6条 期末・勤勉手当条例第2条及び第3条（これらの規定を期末・勤勉手当条例第6条の規定により読み替えて適用する場合を

含む。以下同じ。)並びに第4条(期末・勤勉手当条例第5条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による期末手当(期末・勤勉手当条例第4条に規定する議員に対する期末手当を除く。)及び勤勉手当の額は、第2条、第3条第1項、第4条及び前条並びに期末・勤勉手当条例第2条、第3条及び第4条の規定にかかわらず、特例期間に限り、期末・勤勉手当条例第2条、第3条又は第4条の規定により当該職員が受けるべき額から、当該額に第2条、第3条第1項又は第4条の規定により当該職員の給料又は給料月額が減額される場合において適用される第2条、第3条第1項又は第4条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(適用除外)

第7条 常勤特別職職員給料等条例又は横浜市退職手当条例(昭和24年8月横浜市条例第40号)の規定による退職手当の算定の基礎となる給料又は給料月額については、第2条、第3条第1項、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

(端数計算)

第8条 この条例の規定により給料及び手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の規定により特例期間に支給されるべき給料及び手当については、同日後もなおその効力を有する。

### 提 案 理 由

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における市長、副市長、常勤の監査委員及び一般職の職員の給料及び手当についての特例を定めるため、横浜市常勤特別職職員及び一般職職員の給料及び手当の臨時特例に関する条例を制定したいので提案する。